

[書評論文] 古代ギリシアにおける医の 倫理と現代医療倫理

S.H.マイルズによるヒポクラテスの『誓い』解 釈について

木原志乃

本稿では、スティーブン・H・マイルズの著書(Miles, S. H., *The Hippocratic Oath and the Ethics of Medicine*, Oxford, 2004)を紹介しながら、古代ギリシアにおけるヒポクラテスの『誓い』と現代医療倫理との関連を明らかにしたい。マイルズは米ミネソタ大学の医学・生命倫理学教授であり、生命倫理学の国際的な主導者として広く知られ、生命倫理に関する多くの主要なプロジェクトに参加してきた人物である¹。2004年8月に報道されたイラクのアブグレイブ刑務所での事件について発言していることでも注目される²。刑務所内で行われていた米兵らによる虐待には、軍医やその関係者たちも加担しており、死亡診断書を改竄するなどの行為を医療従事者たちが行っていたことについて彼は糾弾したのである。このように、現代における医者への責任を追及する彼が、古典研究者でも医学史家でもなく、生命倫理学の主導者としての視点を通して、『誓い』の意義を問い直しているのがこの著作である。多くの倫理綱領に記されているように、医者は「高潔さ」を持ち、公正・博愛・献身といった徳が必要であるとされる。そして他の職業における場合と一線を画して、営利目的の行為が禁じられているのが医者への倫理である。医者がそのような特別な専門職であること、そしてそれが綱領化されることの意味はどこにあるのか。マイルズによる指摘を踏まえて、医学と社会との関わり、職業としての医学の倫理性の問題を古代ギリシアの時代まで遡源して考察することが本稿の目的である。

1. 『誓い』と現代生命倫理との関わり

まず最初に『誓い』解釈の方法論について、マイルズの主張が従来の研究と相違している点を確認しておく必要がある。今日、多くの生命倫理学者にとっては、ヒポクラテスの『誓い』の現代的意義は低く評価され、時代遅れの遺物と見なされる傾向にある³。これに対してマイルズは、現代における医学の実践や健康政策に関して『誓い』がどのような重要性を持っているのかを解明することに最終的な関心をおいている。一般に、倫理学者たちとは異なり、現場の医療従事者たちにとっては、『誓い』の基本精神を尊重する傾向は今も残されている。国家試験時や医師免許の取得の際にしばしば持ち出されアメリカでは毎年2万人が宣誓し、また看護学校の戴帽式では『誓い』に倣った『ナイチンゲール誓詞』(1893)が毎年宣誓されているのも周知のことである。だが、『誓い』にみられるアポロンへの宣誓や中絶や手術の禁止などは今日とは異なった文化的背景に基づくものである。そして近年の生命倫理の動向の中では、患者の「自律・自律尊重 (autonomy)」⁴という観点に基づく諸問題が浮き彫りにされ、これは『誓い』のいわゆるパターナリズムとされる倫理では解決できないものであり、むしろ『誓い』の医者と患者の関係性に見直しが求められて以来すでにかかなりの年月が経過している。医者倫理綱領としても、[1]専門職のあり方を規定したものとしては、『ジュネーブ宣言』(1948;1996改定)、『医の倫理の国際綱領』(1949;1983改定)、日本医師会の『医の倫理綱領』(2000)、アメリカ医師会の『医の倫理原則』(2001)などは、『誓い』と共通したヒポクラテスの伝統を引き継いだものであるが、一方で [2] 『誓い』を見直し「患者の権利」に重きを置いた方向性を打ち出したものとしては、『ニュルンベルク綱領』(1947)、『ヘルシンキ宣言』(1964;2000年改定)さらに「自律」を強調し、リベラリズムからの影響を考慮したアメリカ病院協会の『患者の権利章典』(1973)などがある⁵。これら医の倫理綱領の分類はある意味でヒポクラテスの『誓い』からいかにして距離をとるかが大きな分かれ目となっているといえよう。

またこのような倫理綱領が医療の現場に適用される場合には、個々の複雑な状況を判断する上であまり効力を発揮しないばかりか、「よかれと思って」という判断の押し付けにより混乱をもたらす場合も多い。「よい」と判断する基準は確定的なものではなく、また医者と患者、そして看護師を含めて相互の意思確認のあり方自体が問われてもいるか

らである。倫理とは、まさにその場で決定している内容ではなく、際限なく議論し続けられるなかで理解されてゆくものであるとすれば、職業集団が法律や規則と別に特別に何の罰則も課すことのない倫理綱領を作る必要性はどこにあるのかという疑問も残される。倫理綱領がその専門職のイメージをアップさせるためだけの自己満足に陥らせるものならば、そもそも倫理綱領など必要ではないだろうといった批判もすでにしばしば論じられてきたのである⁶。しかも『誓い』という歴史的な文化的背景の異なった倫理をわれわれはいかに共有しうるのかという文化相対主義的な観点からの問題もある。

このような近年の『誓い』理解に対しても、専門職の倫理綱領の存在をめぐる疑義に対しても、文化的相対主義に対しても、マイルズはある意味で反対する立場に立っている。彼は、「『誓い』を儀礼上の領域から取り出してきて、その意味を磨ぎなおし、現代医療倫理のための重要性を示そうとしている」⁷。彼はまず医療関係者や生命倫理学者たちに一般に理解されている『誓い』が、いかに誤解を含んだものであるかを指摘し、専門職の倫理綱領とは何かという問題の本質を見据えながら『誓い』の現代性を論じている。その際、『誓い』と現代医療倫理との関連付けに関して彼は非常に慎重であり、その慎重さは本書において一貫して強調されている。特に『誓い』の中で、致死薬をあたえることを禁じた文脈や中絶具を与えることを禁じた文脈を、現代の安楽死問題や人工妊娠中絶の問題に直接適応させて読み解くことによる誤解が今日流布していることを彼は指摘する。マイルズの研究は文献学的な歴史研究とはいえないまでも、多くの資料を対比しながら、古代ギリシアの医学や道徳の文化的背景を読み解くことに慎重に対処している。そのうえで、現代医療倫理と共有する問題性を明らかにするものでなければならぬというのがマイルズの基本的立場であり、さらに『誓い』を医学倫理教育のカリキュラムの中に取り入れることを踏まえて論じられている (Miles, p.189ff.)。このように、現代におけるこの綱領の必要性とその教育的意義にまで踏み込んで考察している点で、これまでの『誓い』解釈にはみられなかった視点を提供しているものなのである。以下では、『誓い』の内容をA～Dに分けて、古代ギリシアの医者倫理観が今日どのように誤解されてきたのかという問題に焦点を合わせて、マイルズの解釈を検討したい⁸。

2. 古代ギリシアにおける医療集団 アスクレピアダイとしての医者

古代ギリシアにおいて「医者」がどのような存在であったのかを、マイルズは医神と

師弟関係についての文言から考察する。当時の文化的背景において、自分の正体を誰かに伝えるときに、祖先の名を告げることは極めて一般的な慣習であったが、『誓い』の冒頭ではアポロンとその子アスクレピオス、そしてアスクレピオスの子ヒュギエイアとパナケイアという名を連ねて医者存在の起源が語られている。

A : 「医神アポロン、アスクレピオス、ヒュギエイア、パナケイア、およびすべての男神や女神たちを証人として、この誓いと契約書を、私の能力と判断にしたがって履行することを私は誓います。」

まず、最初にここで名が挙げられている医神はどのような存在として捉えられ、そういった宗教的要素が医学とどのように関わっているのかを確認する。『誓い』の医神の名は、現代では削除されたり、あるいはキリスト教の世界では神の名が変更されて用いられてきた。しかしそれは単によい医者であることができるようにと祈禱するためのものではなく、マイルズによれば、医学の起源や目的、限界について詠っている一つの宇宙論を反響させたものである (Miles, p.22)。すなわちそれぞれの名前は、道徳的な弦を響かせて神話から神話へと繋がってゆく。アポロンが愛するコロニスを救おうとした努力⁹、それがアスクレピオスを治療行為へと導き、治療への情熱がいかに愛と悲しみに基づいているかを語っているというのである。おそらくマイルズが指摘するように、神話で語られている死者の蘇りや癒しというメタファーを冒頭部で思い起こさせているのであろう。アポロンはローマ時代では、Apollo Medicus (医師アポロン) という異名で呼ばれ、治療の神の象徴としてアスクレピオスと一つの位相のものと考えられていた。このアポロンは治療の神であると同時に矢で人を滅ぼす疫病の神でもある。「傷つけた者が癒すだろう(ho trôsas kai iasetai)」¹⁰というアポロンの有名な神託にあるように、治療への信仰の根源には、このような殺傷と治癒、能動と受動の一体化した力があり、また人間と神々の対比の中で、死からの蘇りとしての生が象徴されているのである。

このような神に対する医学のあり方としては、古代ギリシアにおいて宗教的なものと非宗教的なものの二つの動向があることをマイルズは指摘する (Miles, p.20f.)。医学の神アスクレピオス崇拝は、エピダウロスをはじめ、コスやクニドスにもその神殿があり、医学の始まりはその神殿に集まってきた患者になされた治療行為であるとされている。だが『誓い』がアスクレピオス神殿における聖職者たちの誓いで、治療を施すカルト集

団のものであるかのように捉えられるのは誤りであるとはっきりとマイルズは指摘する（Miles, p.24n.7）。医者は誓いを立てるものすべてに開かれた職業であるし、またコス派に代表されるヒポクラテス医学は神を聖職者による祈祷や、呪文を唱える治療法を批判するところから出発しているからである。

「私の考えでは他の諸々の病気以上に神業によるのもなく、自然的原因をもっているのである。ところが人々は経験不足であって、この病気が他の諸病とは似ても似つかないものであるために、神業によると考えたのである。」『神聖な病について』¹

こういった文言からは、神話的な説明から脱却し、新たな知として医術を確立する方向性が示されていることは明らかである。非宗教的で科学的な方向性とアスクレピオス信仰の治療のあり方とは、前五世紀ではいずれも共存しており、神的な治療から科学的な治療への移行が完全になされていなかったとマイルズは主張する。あるいは別の角度から見れば、医神への信仰も、医学の科学的な精神も、自然治癒への信頼という点ではさほど隔たりはなかったといえよう。エピダウロスの神殿に集まってきた病人は、夢のお告げによって回復したことが碑文となって残されていて、眠りによる自然治癒が推奨されていたし、神話における死から生への蘇りの神への信仰は、自然治癒の思想と結びついていた。さらに神話的説明を批判するコス派の医術もまた自然治癒力への信頼を基本においていたのである。また古代ギリシアにおいては、少なくとも現代的な意味合いでの病と闘うという考え方とは異なり、病の治癒も自然とともにあった¹¹。治癒の神は、ゼウスのような全能の神ではなく、『誓い』においても医学の万能性が強調されてはいないのである¹²。

さらに、医学の根源的なあり方が神々の名前の列挙に象徴されていることには、当時の医学集団の自己規定にも大きく関わっている。というのも、古代ギリシアにおける医学集団は、まさにアスクレピオス一族として親から子へと引き継がれるものであったからである。マイルズが指摘するように、冒頭で神々の名を挙げた数行の言葉は、『誓い』を前にした医者たちを道徳的なドラマの傍観者にはしておかない。アスクレピアダイとは、文字通りアスクレピオスの子孫たちという意味で、『誓い』を宣誓して医者として契約したものはアスクレピオスの子孫となるのだからである。このことは、以下に続く文

言でより具体的に説明されている。

B：この術を授けてくださる師を、私の両親に等しいものと見なし、師を共同生活者と見なし、そして師が必要なものに困窮していれば自らと分配するようにし、また師の子孫を私の兄弟と等しいものと考えて、その者が学びを必要としていたら、報酬を得ることなく師弟契約書をとることもなく、この術を教えます。そして訓戒、口伝訓、その他残りのすべての教えを、私の師の子孫と私の息子たちとで分配し、また契約書に記して医者の子孫に従うことを誓う弟子たちとで分配し、他の誰にも伝授しません。

ここで語られている親と子の関係には、象徴的な意味以上のことが含意されており、アスクレピアダイへと技術を引き継ぐものたちのことが示唆されている。そしてこの文言には、導き手としての医者への権威づけが想定されているのである。実際に、ギリシアにおいて、家長を敬うことは一般的な道德観念として受け入れられていたし、医術を伝授する者としての大ヒポクラテスはガレノス、トマス・シデナムらが示してきたように、医学の父として伝説化された権威ある存在として捉えられてきた。この教師と師弟との関係性を踏まえて（また手術を禁じていたり、倫理観がキリスト教と結び付いていることから）エーデルシュタインは『誓い』が元キリスト教的なピュタゴラス派の思想との関連を強調した。だがマイルズはピュタゴラス派の哲学と結び付ける解釈に反論している。引き継がれるのは宗教的な教えというより、自然科学的な技術（*technê*）の教えだからである。

古代ギリシアにおいても今日においても、医者は医学的知識を作り上げ、それを後世に伝えてゆく。Bの宣誓内容において、知識を伝授する医者への責任と就学中の医者への責任の自覚が促されているのである¹³。さらに『誓い』で医術の知識を外部に口外するのを禁じているのは、集団としての権利を守るためである。医者は情報を共用しながら、医学知識を加えてゆくことでその専門性を維持しているのであり、それによって医者への専門職としての「自律性」が確保されるのである。

以上、マイルズの解釈によれば、『誓い』の冒頭部には決して祈禱の言葉が示されているのではなく、むしろ医学における治療の根源的なあり方の象徴としての神、そして職業としての医者集団のあり方が語られている。このような観点は、従来の解釈で指摘さ

れてきたような『誓い』における異文化性、個別的宗教観の相違という表層的な問題点とは異なる。すなわち、個人的な道徳や宗教や価値観を強くもっている医者であるかどうかという点が問題にされているのではなく、むしろ医者という職業が専門職として成立していることの意味を引き受けるかどうか問題にされているのである。マイルズがA Bの個所の考察を通じて示そうとしたのは、医者であるということは、知識を伝授され社会的に承認された集団に帰属することであり、誓いを立てるということはその医者という存在の職業としての自律性を引き受けることだということである。

3 . 医療行為の倫理

次に続く『誓い』の文言は、行為の倫理についてであり、「善行」や「公正さ」に照らして、医者として行為のあり方を規定している。

C - 1 : (1) 私の能力と判断にしたがって、患者の利益のために養生法を用い、有害なことや不正なことのために決して用いません。(2) また私は死に至る薬物を求められても与えず、そういった助言もしません。(3) 同様に、女性に対しても、中絶に至る墮胎具を与えません。(4) 私の生活と、私の術を、明らかに敬虔に守ります。(5) 切開手術を行わないで、結石の患者に対しても、それを専門にする人々に任せます。

これらの言及は、現代生命倫理の諸問題と多くの接点を持っている¹⁴。だが、実際に今日理解されているような概念を直接適用すれば『誓い』を誤って理解することになる。安楽死やターミナル・ケアについては古代ギリシア医学では問題として取り上げられなかったし、薬物を与えることを禁止している文言も、単に毒殺という犯罪行為への加担の禁止以上のことが語られていると考えるのは性急であるとマイルズも指摘する(Miles, p.66ff.)。また中絶の禁止についても、当時の医学集団での治療法を考慮すると、胎児を殺すことの禁止とは直接結び付きがたい(Miles, p.81ff.)。今日の中絶問題で論じられている胎児の倫理的な状態についての議論とは異なった観点から、すなわち当時の医療技術や助産婦たちの職業との差異化、公共における医者の職業の限度を規定した文言である可能性も考えられる。また結石の切開術の禁止の文脈に関しても同様である (Miles,

p.105ff.)。テキストの年代設定の問題も残されるが、おそらくその切開術を専門にする人たちに仕事を任せるという意味合いもあったのではないかとマイルズは指摘するのである¹⁵。おそらくこれらの禁止は、倫理の原理として「善行」および「公正さ」を置いて、医者公的職業のあり方を規定している文言なのではないか。もし、個人としてある医者が誤った不正な行為を働けば、医者集団全体の信頼が揺らぐのだから、医者は犯罪に加担したり、過度に危険なことに手を貸してはならない。すなわち医者という専門職のあり方と目指すべき倫理を社会に提示しておくことで、医者としての信頼や承認を得ているのである。

ここで注目すべきは、マイルズが指摘するように、『誓い』の文言は、臨床倫理として個々人が対処する私的な行為の倫理を示しているだけでなく、社会における公的な医者の倫理を顕在化したかたちで示しているという点である。多くの生命倫理学者たちは、『誓い』が患者と直接対峙することによる臨床の倫理を意図していて、医者が広い社会の中で道徳的に従事してゆくことについては報告されていないと理解してきた。たとえば、エーデルシュタインは、ギリシアの医の倫理は、単にエチケットと並ぶもので、『誓い』によって哲学者たちが最初の臨床倫理を表明したのだと語っている (Edelstein 1967, 319ff.)。ヴィーチは、ヒポクラテスの倫理学を、個々の医者専門的な自律性を擁護した「超個人主義的」と見なしている (cf. Miles, p.63n.2)。ヴィーチはインフォームド・コンセントのように、現代の医療倫理が社会的規範として医者に説明責任を課する方法は、本質的にヒポクラテスの伝統の倫理的立場を覆したところに成立するものであると言う。しかしマイルズは彼らの主張に反論し (Miles, p.55ff.)、社会へ向けての医者の倫理が十分に意図されて『誓い』の文言が書かれていると指摘する。

古代ギリシアにおいては医者ポリスにおける役割がすでに意識されていて、公的な領域と私的な領域の区別も、民主制の考え方が普及するとともに前520年頃には明確になりつつあった。医者役割は、臨床の仕事で個々の患者を治療するように、市民全体の健康を推奨するものであり、その理解のもとに、医者たちは外交的な使命を受け入れ、また「公共の医者」も活動していたとされている (Miles, p.56)。そしてこのような公的な倫理について説明している C-1 と対応するかたちで、次に続く C-2 では臨床倫理の説明が語られているとマイルズは主張する。

C-2 : (1') どんな家でもそこへ入っていく時には、患者の利益のために入っ

てゆき、どんな不正や害悪をも進んで行いません。(2´)また特に、男であれ女であれ、自由人であれ奴隷であれ、彼らの身体に対して、情交を結ぶことをもしませぬ。(3´)また、治療を行っているときであれ、行っていないときであれ、人々の生活に関して見たり聞いたりしたことで、外で話すべきでないことは、それを秘密と考え、黙っておきます。

マイルズによれば、(1´)での「家(oikia)」という言葉によって公的と私的の対比がはっきりと示され、そこで「入ってゆく(esiô, eseleusomai)」という動詞が繰り返し言及されていることには、私的なアスペクトへの移行が示唆されている。これらの個所の構成は、善行の原理が言及され(公的=1、私的=1´)、具体的に二つの違反例が挙げられて不正が拒否されていて(公的=2と3、私的=2´と3´)、この1~3と1´~3´は鏡のように互いを映し出す関係になっているというのである(Miles,p.52)。このようなかたちで、意図的に医療行為の倫理に関する公的な立場表明がなされているとすれば、既に述べた医者という職業の「自律性」とともに、社会との「契約」として成立する特性を『誓い』が提示していることになり、そのような意味でマイルズの指摘は興味深いものである。臨床倫理とは、医者と医療を受ける患者との関係から、患者の自律性を尊重しながら、各々の見解の相違によって生じるさまざまな問題に対処するものである。だが、臨床的な仕事だけに集中した医の倫理は、社会的な不正の問題において医者のあり方を保護しない。道徳的な違反によって患者の病気が害されないかを医者たちが相互に監視するのは医者の義務である。このような意味で、医者の行為の倫理的な規範は、社会との関係の中での「契約」なのである。したがって、医者という専門職の倫理規範は、医者自身の自己規定として内的に、かつ社会からの承認というかたちで外的に、両方向からのアプローチを通して規定されるものなのである。

またさらに、医者が患者の信頼を獲得するための関係を構築しようとする基本姿勢が『誓い』にはみられるのであり、この点でマイルズは『誓い』の倫理観の再評価を試みようとする(Miles, p.124ff.)。現代の生命倫理学者たちによって特に批判の対象となっているのは、パターナリズムである。いわゆるパターナリズムの立場が直接的に示されているテキストは、ヒポクラテス文書の中で、特に以下の個所である。

「以上すべてのことを静かに手際よく行い、救護のあいだ患者は多くのことに気

づくことがないようにする。必要なことは晴れやかに嬉々として指図するが、彼自身の受ける治療からは注意をそらすようにし、あるときには厳しく咎めるが、あるときにはやさしい心遣いをもって元気付け慰めるようにする。その際、これからおこる事態や現在ある状況は何一つ明かしてはならない。」『品位について』16

しかしマイルズはこのテキストを信頼すべきものではないとして、他の資料の上では、古代ギリシアにはパターナリズムの証拠は見られないと指摘する(Miles, p.126)。そして、医者による患者の説得の必要性について言及している資料をいくつか引用して、パターナリズムと異なった側面を強調している。しかし、この点に関しては、マイルズの主張は、今日の生命倫理学者のギリシア医学 = 典型的なパターナリズムという極端な理解をある程度緩和することができたとしても、パターナリズムの要素を『誓い』から払拭するにはいたっていないし、インフォームド・コンセントが『誓い』には不在であるという主張に対する有益な反論ともなっていない。そのような観点が『誓い』の中に明文化されたかたちで記されていないことが問題とされていたのだからである。とはいえ、医療関係者たちの義務は、患者たちの権利とはある意味で異なっており、『誓い』は医者側の職業の倫理なのであり、その限りでの患者からの信頼の必要性は自覚されていたであろう。そして患者からの信頼を得るために、一般の職業倫理と比べてはるかに重要な側面として「専門職としての内的な自律性」と「社会に対する契約」が医者たちに要求されるのである¹⁶。

D：この誓いを私が守り、これを犯すことがないなら、すべての人々から永遠に名声を与えられ、生活と術に栄光が得られるようにしてください。だが、誓いを破り偽ったならば、それとは反対のことを被るようにしてください。

この個所で、誓いを守った者が名声を与えられるのは、「すべての人々から永遠に」であると表現されているのは、医者への権威付けのために語られているのではないとマイルズは言う(Miles, p.182)。それは「尊敬」ではなく、「論争」を促すものである。すなわち過去が学ばれるべきものであり思い出されるべきであることがこの文言において主張されているというのである。マイルズはアブグレイブ刑務所に関して言及する際も、それが改善へ向けての「遺産」であることを強調していた。医者は患者の「信頼」を確保する

ために倫理綱領を自ら作成し、その遵守を宣誓するが、過誤を犯せばその反省を通じてさらなる信頼を得るのでなければならぬ。ギリシア人たちが過去から医術を伝授されていったように、『誓い』をその他の医学的知識とともに受け取り直す必要性をマイルズはここでも指摘する。倫理の内実は、まさにその文化においてそのつど規定されなされ、また各人の捉え直しが必要なものである。

もし『誓い』の文言を盲目的に受け入れるならば、それは倫理綱領としての存在意義を空洞化してしまうが、『誓い』が一人称のかたちで記されていることには¹⁷、その宣誓者が当事者として道徳的に深く関わるのが意図されている。しかも声を出して宣言するように要請するのが『誓い』の特徴であることにマイルズは注目し、このような一人称の形式に教育的な配慮を見出す。すなわち『誓い』を理解するに当たって、われわれは「アポロン」や「敬虔さ」の言葉の意味を学ぶ必要があるけれども、そこで倫理が単に成文化されて教えられるのではなく、「私」が語ることによって誓約され息づくのだとマイルズは語っている。すなわち「『誓い』の著者は、各々の医者が自らの職業道徳的責任感をあきらかにする必要があると明示的に語っている」のであり、「一人称の発言は、『誓い』が存続する背後のエネルギの一部となっている」のである (Miles, p.175f.)

最後に 専門職の倫理綱領としての『誓い』

以上、マイルズによる解釈の要点において確認してきたように、医者専門職集団は技術の伝授においてその組織を維持するために高い倫理性を要求されるということが、『誓い』において一貫して語られている根源的なテーゼであった。古代ギリシアにおいても、おそらく医者の行為の倫理は、医者どうしの関係のもとで規定され、また患者との関係のもとで規定され、さらに社会との関係のもとで規定されつつ、医者と患者の信頼関係をめざして形成されてゆくべきであると見なされるものであったであろう。このようにして、マイルズは『誓い』が内的かつ外的な承認のプロセスを通じての医者の職業倫理であることの内実をわれわれに示したのである。

- 1 アメリカ生命倫理学協会(American Association of Bioethics)会長を務め、アメリカ生命倫理人文学会(American Society of Bioethics and Humanities)の2000年殊勲賞を受賞している。またクローン技術を制限したことで知られるクリントン大統領の生命倫理ワーキング・グループにもかつて所属していた。
- 2 マイルズが英国の医学専門雑誌 (*Lancet*, 2004.8.21, Vol.364, No.9435) に記しているところでは、政府文書や報道を分析した結果、刑務所の医者たちは虐待を無視してだけでなく、死亡診断書を改竄しており、残忍な取り調べにも直接関与した可能性がある。さらにマイルズは「軍医は拘束者の取り調べ方を計画、承認または監視する役割も果たしていた」と批判している。マイルズはアブグレイブを遺産として、米軍医綱領の再検討・改善の必要性を訴える。
- 3 たとえば Ian Kennedy、Peter Singer、E.D.Pellegrino、R.Veatch、J.M.Jacob、A.R. Jonsen、H. T. Engelhardt など。(cf. Nutton)
- 4 ビーチャムらによるいわゆる「生命倫理の四原則」(「善行・仁恵 (beneficence)」、 「無危害性 (non-maleficence)」、 「公正・正義 (justice)」、 「自律・自律尊重 (autonomy)」) の一つ。
- 5 その他、生命倫理に関する倫理綱領や法律などについては、『資料集 生命倫理と法』を参照されたい。
- 6 この点については、ラッドとリヒテンバーグの議論を参照されたい。cf. Vesilind& Gunn (Ladd, J., “The Quest for a Code of Professional Ethics: An Intellectual and Moral Confusion”; Lichtenberg, J., “What Are Codes of Ethics For?”) .
- 7 cf. Jonsen, p.2111.
- 8 『誓い』を含めたヒポクラテス集成の成立年代、それぞれの文書の相互関係の議論に関しては、本稿では立ち入らない(拙論2003を参照)。マイルズは『誓い』をおそらく前400年頃のものとしている。
- 9 神話の概要を記すと、まず最初に言及されているアポロンは、光明、音楽、予言、医術等を司る神である。そしてアポロンとテッサリア王プリュギアスの娘コロニスとの子供がアスクレピオスである。アポロンは、コロニスと別の男(イスキュス)と通じたことを知って彼女を射殺させたが後悔し、火葬の薪の中から腹の中にいたアスクレピオスを救い出した。アポロンに救い出されたアスクレピオスは、ケンタウロスのケイロンに育てられ、治療や薬草の知識を学んだ。やがて病人を治癒する名医となり、アテナから授かったゴルゴンの血によって死者をよみがえらせる力をもつようになる。またアスクレピオスと妻エピオネとの間に、アケソとパナケイア、ヒュギエイア、イアソという治療や健康を意味する名前を持った四人が生まれた。
- 10 アキレウスによって重傷を負ったテレボスがデルポイの神託に従ってアキレウスのところに赴いて癒されたと伝えられている。cf. Kerényi, p.4, 103n.7.
- 11 たとえば、S.ソングによれば、病に医学の中で軍事的な比喩が広く使われ始めるのは、1880年代以降であり、特に癌は社会に戦争を挑む侵入者や敵と見なされたのである。
- 12 Miles, p.16f. しかしアポロンやアスクレピオス神が何を象徴するのかを明らかにするのは難しく、「ゼウス・アスクレピオス」という呼び方がエピダウロスでなされていたとの報告もある (Kerényi, p.19) .
- 13 すなわち医者との二つの立場 文字通り教師を意味する医者「doctor」と、医学および自然科学を研究する者を意味する医者「physicus」という二つの立場からの責任である。
- 14 マイルズによれば、具体的に教育カリキュラムの中でわれわれが検討しなければならないのは、(1)ではヘルス・ケアにおける正義について、(2)では安楽死、脳死、苦痛の緩和などのターミナル・ケア、ホスピスについて、(3)ではリプロダクティブ・ヘルスケアについて、(4)では高潔であることと利害の衝突について、産業医や軍医の関係、管理医療における二重の忠誠などの問題について、また(5)では医療ミスについて、そしてさらに、(1′)では、医者と患者の関係、パターンリズムやインフォームド・コンセントなど患者の自律性の問題、代替医療について、また(2′)では、利用・搾取される患者のあり方、臨床上の判断に関する人種や社会的な階級化の相違について、(3′)では言説における慎重さ、プライバシーや秘密性、医者の雇用、医者のコミュニケーションなどであるとしている。
- 15 これらについての個々の議論は、拙論(2003)を参照されたい。
- 16 ディ・ジョージが指摘しているように、「自律性」をもった専門職における倫理綱領の特徴としては、(1)グループ内の規制性、(2)公益の利益保護、サービスの受け手の利益保護、(3)自己利益中心的でないこと、(4)具体性と誠実性、(5)強制性、効力発揮性が必要とされる(邦訳 p.594)。

文献

- Carella, M. J., *Matter, Morals and Medicine : The Ancient Greek Origins of Science, Ethics and the Medical Profession*, P. Lang, 1991.
- Carrick, P., *Medical Ethics in the Ancient World*, Washington, 2001.
- De George, R. T., *Business Ethics*, Upper Saddle River, 1999⁵. (麗澤大学ビジネス・エシックス研究会訳『ビジネス・エシックス：グローバル経済の倫理的要請』, 明石書店, 1995.)
- Edelstein, L., "The Hippocratic Oath: Text, Translation and Interpretation," *Supplements to the Bulletin of the History of Medicine*, 1, Baltimore, 1943.[repr. in *Ancient Medicine: Selected Papers*, Baltimore, 1967.]
- Edelstein, L., "The Professional Ethics of the Greek Physician," *Supplements to the Bulletin of the History of Medicine*, 30, Baltimore, 1956.[repr. in *Ancient Medicine: Selected Papers*, Baltimore, 1967.]
- Entralgo, P. L., *Doctor and Patient*, Weidenfeld and Nicolson, 1969.
- Faden, R. R. & Beauchamp, T. L., *A History and Theory of Informed Consent*, Oxford, 1986.(酒井忠昭, 秦洋一訳『インフォームド・コンセント：患者の選択』, みすず書房, 1994)
- Jones, W.H.S., *The Doctor's Oath: An Essay in the History of Medicine*, Cambridge, 1924.
- Jonsen, A.R., "The Hippocratic Oath and the Ethics of Medicine, ed. by S. H. Miles, 2004," the *New England Journal of Medicine*, No.350-20, 2004.5.13.
- Jouanna, J. [M. B. Debevoise (Translator)], *Hippocrates*, Baltimore and London, 1999.
- Kerényi, K., *Der göttliche Arzt : Studien über Asklepios und seine Kultstätten*, Darmstadt, 1975³. (岡田素之訳『医神アスクレピオス』, 白水社, 1997)
- Kuczewski, M. G. & Polansky, R. M.(ed), *Bioethics: Ancient Themes in Contemporary Issues*, Cambridge, Mass., 2000.
- Kudlien, F., "Medical Ethics and Popular Ethics in Greece and Rome," *Clio Medica*, 5, 1970.
- Miles, S. H., *The Hippocratic Oath and the Ethics of Medicine*, Oxford, 2004.
- Nutton, V., "Hippocratic Morality and Modern Medicine" in Flashar, H. & Jouanna, J. [et al.],

Médecine et morale dans l'antiquité: dix exposes suivis de discussions, Vandoeuvres-Genève, 19-23 août 1996.

Pleket, H.W., "The Social Status of Physicians in the Graeco-Roman World," in *Ancient Medicine in its Socio-Cultural Context*, ed. by van der Eijk, P. J.& Horstmanshoff, H.F.J.& Schrijvers, P.H., Amsterdam, 1995.

Temkin, O., *Hippocrates in a World of Pagans and Christians*, 1995.

Veatch, R. M., *The Basics of Bioethics*, Upper Saddle River, 2003². (品川哲彦也訳『生命倫理学の基礎』, メディカ出版, 2004)

Vesilind, P. A.& Gunn, A. S., *Engineering, Ethics, and the Environment*, Cambridge, 1998. (日本技術士会環境部会訳編『環境と科学技術者の倫理』, 丸善, 2000)

木原志乃「安楽死問題とヒッポクラテスの『誓い』」, 『古代哲学研究室紀要』13, 京都大学西洋古代哲学史研究室, 2004.

資料集生命倫理と法編集委員会編『資料集 生命倫理と法』, 太陽出版, 2003.

(立命館大学非常勤講師)